

『現金資産を家族に託す』安心パックの進め方

STEP 1 別紙の「検討シート」の記入

郵送・FAX・メール添付等で弊社宛にお送りください。

STEP 2 弊社の「家族信託コーディネーター」によるご相談

STEP 3 お客様に最も適したプランをご提案

STEP 4 専門士業のご紹介・信託契約書の作成・内容説明

STEP 5 公証役場にて家族信託契約公正証書の作成



『現金資産を家族に託す』安心パック料金区分 (税別)

1. 信託契約書作成費用

家族間調整はほぼ不要(面談2回+公証役場同行)	100,000円
家族間調整が若干必要(面談3~4回+公証役場同行)	150,000円
家族間調整が相当必要(面談5回以上+公証役場同行)	200,000円

2. 公正証書作成費用

目的の価額	手数料	目的の価額	手数料
100万円以下	5,000円	1000万円を超え 3000万円以下	23,000円
100万円を超え 200万円以下	7,000円	3000万円を超え 5000万円以下	29,000円
200万円を超え 500万円以下	11,000円	5000万円を超え 1億円以下	43,000円
500万円を超え 1000万円以下	17,000円		

3. 信託口座開設手数料

取扱い金融機関の定めによります。

お問合せ先



全国ファミリートラスト
サポート株式会社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2丁目13番地 神保町藤和ビル4階
TEL: 03-5877-2525 FAX: 03-6733-7727
MAIL: toiwase@ft-support.co.jp
URL: <http://www.ft-support.co.jp>



これからの安心を、家族に託す

認知症などによる預金口座の凍結にそなえる

『現金資産を家族に託す』 安心パック



将来のために蓄えてきた大切なお金が、
“いざ”という時に使えなくなることを
ご存知ですか？

口座の名義人が認知症など
「判断能力」を失ってしまうと、
その預金口座は凍結され、家族であっても
引き出すことはできません。

ご高齢の方々の「これからの人生」を、
家族とともに安心して過ごして
いただけるための
「安心パック」をつくりました。
是非ご利用ください。



全国ファミリートラストサポート株式会社

ご存知ですか？

預金の所有者(名義人)が認知症などで意思判断能力を失ってしまうと、金融機関に預けている預金は、**たとえ家族であっても本人に代わって自由に引き出すことはできません。**



ということは…

- 日常の生活費の引出し
- 病院やお薬代の支払い
- 入院や施設入居に必要な支払い
- 家賃や水道光熱費の支払い
- 介護や送迎に要する支払い

などがスムーズに出来なくなります。 ※口座引落については影響ありません。

では、どうすれば？

1) あらかじめ子世代などに預けておく？

必要な資金を、事前に子世代などに預けておく方法です。けれど、「預けてあるお金」と「子世代のお金」とが、分からなくなると面倒ですね。税務署や利害関係者から贈与と疑われる可能性もあります。



2) 子世代などが「費用を立て替える」？

必要な資金を子世代などに立て替えて支払ってもらい、相続の際に清算する方法です。けれど、子世代などがお金に余裕がなければ難しいですね。



3) 成年後見制度の利用？

成年後見制度を利用することで、後見人となった子が本人に代わり、お金は引き出して使うことができます。けれど、毎月の費用負担(後見監督人報酬)や監督人への財産状況等の報告事務の負担が発生します。



家族信託の利用なら

あらかじめ家族との間で「家族信託契約」を結び、専用の口座(信託口口座)を使って子世代などに管理を託しておく方法です。

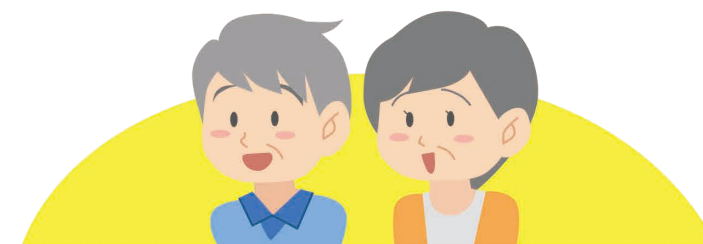
- 「託したお金」と「子世代のお金」は分別して管理ができます。
- 子世代などは立て替えなどをする必要はありません。
- 月々の費用負担はありません。(信託設定時の費用のみ ※4pを参照ください)
- 成年後見制度のような報告義務の負担はありません。

あなたのご家族はどの方法をご希望ですか？

「成年後見制度」と「家族信託」との比較

いずれも、本人が生存している間の財産を守るための制度です。それぞれの制度の違いを簡単に説明します。

	成年後見制度	家族信託
利用できる方	誰でも利用可能だが、特に「身寄りのない方」「信頼して財産を託す人がいない方」	財産を「安心して託すことができる」家族がいる方
特徴	本人の財産を、 家庭裁判所の監督下で管理 し、生涯を通じて守る制度	本人の財産を、 家族内の決めごとに従って家族が管理 する制度
対象とする財産	本人の「 全財産 」	託したい「 特定の財産 」
財産を運用すること	原則 できない	家族内の取り決めに従い 可能
監督機能	後見人 が資金の遣い途を詳細に管理する親族が後見人に就く場合は 後見監督人 が監督を行う	家族内の決めごとで 任意に設定することが可能
必要となる費用	親族以外の後見人又は後見監督人への 月額報酬	信託設定時の 手数料 など



『現金資産を家族に託す』安心パックでできること

安心1

これからの生活や介護看護に必要な資金を、**信頼できる家族が管理**します。

安心2

万一、認知症などになっても、信託口座は凍結されることなく、**家族が施設や介護看護の費用を引き出すことができます。**

安心3

信託する財産を現金に限定するので、**開始時のコストを抑えます。**

付帯サービス

年金受給口座から信託口座への自動送金設定も可能です。